

# 日々想ふ

るゆるやかな制限のため、いろいろな用途に活用することができるといえる。

文化財といえば、寺院が多いと思われがちだが、〇〇家住宅、旧小学校校舎、旧役場庁舎、蔵、倉庫、店舗、旅館、会館、郵便局、駅、灯台など種類はさまざまである。

新年を迎え、三重県初の国宝建造物のある「高田山専修寺」へ初詣や報恩講(お七夜)に行かれた人も多いと思うが、国宝や重要文化財等の指定文化財とは別に、「登録有形文化財」と刻まれた緑青色のプレートを掲げた建造物を見ることがある人もいると思う。

登録有形文化財は、国が保存と活用を特に必要とするものとして文化財登録原簿に登録された有形文化財のこと。このプレートが登録有形文化財の証である。指定文化財は、保護のため許可等の強い規制を受けるため、その活用方法はもっぱら公開であるのに対して、登録有形文化財は、届出と指導、助言、勧告を基本とする。

## 登録有形文化財のあるまち 観光・景観・まちづくりへの活用を探る

### 鈴木茂基



また昨年は、津市内の登録有形文化財である旧杉本家住宅(白山町八対野)で茶会が催されたり、旧明村役場庁舎(芸濃町林)の曳家見学会が開かれ、たくさんの方に文化財の力を感じた。

登録有形文化財は、国が保存と活用を特に必要とするものとして文化財登録原簿に登録された有形文化財のこと。このプレートが登録有形文化財の証である。指定文化財は、保護のため許可等の強い規制を受けるため、その活用方法はもっぱら公開であるのに対して、登録有形文化財は、届出と指導、助言、勧告を基本とする。

登録有形文化財は、国が保存と活用を特に必要とするものとして文化財登録原簿に登録された有形文化財のこと。このプレートが登録有形文化財の証である。指定文化財は、保護のため許可等の強い規制を受けるため、その活用方法はもっぱら公開であるのに対して、登録有形文化財は、届出と指導、助言、勧告を基本とする。

## 「新春の集い」にぎやかに バンド「おと」が熱演!

### 津商工会議所女性会



「文化財防火デー」の1月26日(金)、津市一身の真宗高田派本山専修寺境内で防火訓練が行われた。行政、寺関係者、地域住民らが連携して防災意識の高揚に努めた。津市北消防署主催。64回。

## 専修寺で防火訓練! 地域を挙げて国の宝を守る



訓練は地震火災(震度6強)を想定しての実施。消防職員ほか消防団(津方面団)、寺自衛消防隊、自治会および自主防災協議会、婦人防火推進委員らから総勢140人が参加し、初期消火、負傷者救出、文化財搬出など境内いっばいに使つてめまぐるしく展開した。見学の近隣住民も緊張した面持ちで訓練の様子を見守った。最後に消防車両が御影堂に向けて放水を行った。同寺は県内建造物では初の国宝指定を受け、「国の宝を守ろう」とばかり、訓練は例年に増して力が入った。最後の講評で「同じ訓練を何度も繰り返して、防火活動のレベルを上げていきたい」と述べられた。

津商工会議所女性会(火)、津市垂水のデイ・グラウンド・ドルチェ津(平)は1月23日(安)で「新春の集い」を開催した。参加者は約100人。

和歌謡曲を披露した。拍手は鳴り止まず、ダンスも飛び出した。参加者は約100人。

## シリーズ「支え合い」 Vol.121

りとる こーだー みえ  
◆団体名 Little Coder Mie



◆団体概要  
子どもたちにプログラミングの楽しさを伝えるために集まった県内のIT従事者有志による非営利団体。定期的にワークショップを開催し、「はじめてのプログラミング体験」をサポートしています。

◆PRしたいことについて  
女性スタッフによる「女の子限定ワークショップ」や他団体とコラボレーションした「なぞ解き×プログラミング」など、県内では他に類を見ない面白企画でプログラミングを体験できます。これまでに開催したワークショップの内容や、今後の予定、参加申し込みなど詳しくはホームページ「リトルコーダーミー」まで。

津市市民活動センタースタッフの独り言  
文部科学省は2020年から小学校での「プログラミング教育の必修化」を検討すると発表したそうです。興味のあるかたは、是非お問合せください♪

▼お問合せは  
**Little Coder Mie**  
【Email】ws@moyashi-koubou.com  
【URL】https://ws.moyashi-koubou.com/

## 相続登記はお済みですか

### 2月3日に無料相談

三重県司法書士会津支部では「相続登記はお済みですか」キャンペーンに伴い以下の内容にて、司法書士による「無料相談会」を2月3日(土)午前9時～午後2時(最終受付1時30分)、津市丸之内養正町の三重県司法書士会館で開催する。

高齢化社会の到来で、「まだまだ元気だから」と、相続登記が後伸びしなくなっていることが多く、思わぬ問題を発生させている。所有者不明の土地や空き家が増えている。倒壊の恐れのある空き家は自治体に取り壊しができる法律ができた。

大切な家を空き家にしていないために、土地を空き地のまま雑草の生い茂る危険な土地にしないために、身近な街の法律家「司法書士」に相談してみませんか? 相談内容は、相続等